

## 看護職員と看護補助者の業務分担の推進

骨子【I-2(4)】

### 第1 基本的な考え方

看護職員が専門性の高い業務により集中することができるよう、看護職員と看護補助者の業務分担に資する取組を実施した上で、看護補助業務のうち一定の部分までは、看護補助者が事務的業務を実施できることを明確化する。

### 第2 具体的な内容

主に事務的業務を実施する看護補助者として 200 対 1 までは配置してよいこととする。また、急性期看護補助体制加算及び看護補助加算において、看護管理者が看護補助者活用に関する研修を受けることが望ましいこととし、看護補助者との業務分担等について定期的な見直しを行うこととする。

現 行	改定案
<p>【入院基本料】</p> <p>[施設基準]</p> <p>看護補助者は、看護師長及び看護職員の指導の下に、原則として療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）のほか、病室内の環境整備、ベッドメイキング、看護用品及び消耗品の整理整頓等の業務を行うこととする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【入院基本料】</p> <p>[施設基準]</p> <p>1 看護補助者は、看護師長及び看護職員の指導の下に、原則として療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、<u>病棟内において、看護用品・消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理・作成の代行、診療録の準備等の業務を行うこととする。</u></p> <p>2 <u>主として事務的業務を行う看護</u></p>

	<u>補助者を配置する場合は、常時、当該病棟の入院患者の数が 200 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以下であること。</u>
--	--

**【急性期看護補助体制加算、看護補助加算】**

**[施設基準]**

- (1) 当該病棟において、看護職員と看護補助者との業務範囲について、年に 1 回は見直しを行うこと。
- (2) 所定の研修を修了した看護師長等が配置されていることが望ましいこと。